



2025年11月10日

各 位

会社名 株式会社京葉銀行
代表者名 取締役頭取藤田剛
(コード番号 8544 東証プライム)
問合せ先 経営企画部経理担当部長 根津幸彦
(TEL. 043-306-2121)

自己株式の取得に係る事項の決定及び自己株式消却に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
会社法第178条の規定による自己株式の消却)

当行は、2025年11月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元及び資本効率の向上を図るため

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,500,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.22%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,500,000,000円（上限）
(4) 取得期間	2025年11月11日～2026年1月30日
(5) 取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

3. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類	普通株式
(2) 消却する株式の総数	5,000,000株 (発行済み株式総数に対する割合 3.80%)
(3) 消却予定日	2025年11月28日

(ご参考)

2025年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	122,385,485株
自己株式数	9,042,373株

※ 上記の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式（1,193,644株）は含まれておりません。

以 上